

令和4年11月17日

長野県知事

阿部守一様

長野県公共事業評価監視委員会

委員長 永藤壽宮

令和4年度 長野県公共事業評価について（具申）

令和4年8月1日に当委員会へ提出された公共事業の評価案に対する意見については、
別紙のとおりです。

総 論

長野県においては、公共事業の実施に当たり、事業着手前、事業実施中、事業完了後の各段階で評価する公共事業評価制度が構築されており、本年度、この制度に基づき、新規評価2事業2箇所、再評価6事業13箇所、事後評価9事業9箇所について、県から本委員会に意見聴取があり、県評価案の妥当性等について審議を行ったところである。各案件について、事業の必要性や進捗状況、事業効果の発現状況などの観点に加え、委員からの様々な意見も踏まえ審議を行った結果、いずれも県の評価案を妥当と判断した。

なお、審議の際には、公共事業に対する信頼性確保の観点から、対象事業の実施において、地域住民等への丁寧な説明に配慮しつつ早期に事業着手し効果発現を図ること、必要な調査等により適正な事業費を事前に把握すること、整備後のデータ分析に基づき積極的に情報発信することなどについて、意見や提案がなされたところである。

本委員会としては、事業実施に当たりこれらの意見に配慮していただきながら、整備予定箇所の計画的な事業執行と、実施箇所のコスト縮減及び限られた予算の重点化による早期完成に努めていただくことを期待する。